

衆議院 建設委員会 議録 第三十四号

(五八一)

昭和三十六年五月二十三日(火曜日)

午前十一時開議

出席委員

加藤 高藏君

木村 守江君

栗原 雄次君

中島 理事

島田 駿次君

瀬戸山 三男君

大倉 露史君

三郎君

金丸 信君

木村 公平君

齊藤 邦吉君

岡本 鎌藏君

松田 隆一君

山口 好一君

田中 兒玉君

三郎君

大沢 雄一君

木村 公平君

二階堂 進君

前田 義雄君

濱川 清之君

山口 元君

國務大臣

大臣

迫水 久常君

出席政府委員

総理府事務官

経済企画庁総合開発局長

建設政務次官

河川局長

建設技官

建設技官

稲田 治君

委員外の出席者

専門員

山口 乾治君

本日の会議に付した案件

水資源開発促進法案(内閣提出第一九八号)
建築基準法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一八二号)(參議院送付)

第三条 内閣総理大臣は、第一条に

2 水資源開発促進法案(内閣提出第一九八号)
3 建築基準法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一八二号)(參議院送付)

4 内閣総理大臣は、第一条に

2 水資源開発水系の指定
(水資源開発水系の指定)

(基本計画に基づく事業の実施)	
第十二条 基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従い、國、地方公共団体、水資源開発公団その他の者が実施するものとする。	
(基本計画の実施に要する経費)	
第十三条 政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならぬ。	
(損失の補償等)	

第十四条 基本計画に基づく事業を実施する者は、当該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第一項の表中「低開発地域工業開発審議会」の項の次に次の

ように加える。

水資源開発促進法(昭和三十六年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

(経済企画庁設置法の一部改正)

3 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を

次のように改正する。

第四条第二十号カの次に次のように加える。
ヨ 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第 号)
第九条に次の一号を加える。

十三 水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進に関すること。

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 水資源開発公団は、水資源開発促進法(昭和三十六年法律第 号)の規定による水資源開発基本計画(以下「水資源開発基本計画」という。)に基づく水資源の開発又は利用のための事業を実施すること等により、国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第二条 水資源開発公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

(登記)

第四条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(役員の任命)

第五条 総裁(第一条第一項)は、内閣総理大臣の認可を受け、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

第六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(役員の任命)

第七条 役員及び職員(第七条第一項)は、内閣総理大臣の認可を受け、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

第八条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

(登記)

第九条 総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二章 役員及び職員
(役員)

第七条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

三 物品の製造苦しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害關係を有するもの又は、これらの方者が法人であるときは、その役員(いがなる)の者が法人であるときは、その役員(いがなる)の名稱によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いがなる)の名稱によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

五 (役員の職務及び権限)

第六条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

二 副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁と同様の職務を代理する。

三 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

四 監事は、公団の業務を監査する。

五 (役員の解任)

第六条 内閣総理大臣又は総裁は、それを代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

六 監事は、公団の業務を監査する。

七 (役員の解任)

第六条 内閣総理大臣又は総裁は、それを任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

八 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

九 職務上の義務違反があるとき。

十 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

十一 (役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、營利を目的とする。

一二 国務大臣、国會議員、地方公

共団体の議員又は地方公団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

三 物品の製造苦しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害關係を有するもの又は、これらの方者が法人であるときは、その役員(いがなる)の名稱によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いがなる)の名稱によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

五 (役員の職務及び権限)

第六条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

二 副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁と同様の職務を代理する。

三 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

四 監事は、公団の業務を監査する。

五 (役員の解任)

第六条 内閣総理大臣又は総裁は、それを代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

六 監事は、公団の業務を監査する。

七 (役員の解任)

第六条 内閣総理大臣又は総裁は、それを任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

八 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

九 職務上の義務違反があるとき。

十 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

十一 (役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、營利を目的とする。

る団体の役員となり、又は自ら當利事業に從事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公團と總裁又は副總裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公團を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 総裁及び副總裁は、公團の理事及び職員のうちから、公團の從たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 公團の職員は、總裁が任命する。

第十七条 公團の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(第三章 業務)

第十八条 公團は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(業務)

一 水資源開発基計画に基づいて、次に掲げる施設(当該施設のうち発電に係る部分を除く。)の新築又は改築を行なうこと。

イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発の新築又は改築を行なうこと。

ロ イに掲げる施設と密接な関連を有する施設

二 前号の業務を行なうことにより生じた施設(以下「水資源開発施設」という。)の操作、維持、修繕その他の管理を行なうこと。

三 水資源開発施設についての災害復旧工事を行なうこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行なうこと。

二 公團は、前項の業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づつき、次の業務を行なうことができる。ただし、第三号及び第四号の業務を行なうについては、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

二 前項第一号イの施設のうち電に係る部分の新築、改築若しくは管理又はこれについての災害復旧工事を行なうこと。

三 水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な関連を有する工事を行なうこと。

(事業実施方針)

第十九条 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき、水資源開発基本

計画に基づいて事業実施方針を定める。

公團は、前項の同意を変更するときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の事業実施方

針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(事業実施計画)

第二十条 公團は、第十八条第一項第一号の業務を行なおうとするときは、政令で定めるところにより、前条第一項の事業実施方針に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公團は、前項の規定により事業実施計画を作成し、又は変更しようとする場において、当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利

用して流水を水道又は工業用管道の用に供しようとする者が特定しているときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その者の意見をきくとともに、第二十九条の規定による当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の負担についてはその者の同意を得なければならぬ。当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用すればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(河川法の特例)

第二十三条 公團は、第五十五条第二号に規定する施設(以下「特定施設」という。)の新築又は改築について、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第七条(河川に関する工事等)(同法第五条(河川法の準用))の規定により準用される場合を含む。の規定は、適用しない。

6 公團が行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附屬物として認定された特定施設の管理に係る河川法の適用又は準用に関しては、この条に定めるもののほか、政令で定める規定は、適用しない。

5 特定施設の新築及び改築並びに河川の附屬物として認定された特定施設の管理に係る公團の監督については、河川法第四十九条(河川行政の監督)(同法第五条の規定により準用される場合を含む。)の規定は、適用しない。

4 第二項の規定により河川の附屬物として認定された特定施設の一部の工事を公團に委託した者があるときには、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による認定をしようとする場合において、当該特定施設の新築若しくは改築に要する費用について第二十一条第二項の規定による同意をした者又は当該特定施設の一部の工事を公團に委託した者があるときには、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

ない。

(施設管理方針)

第二十一条 主務大臣は、政令で定めることにより、第十八条第一項第二号の業務につき、施設管理方針を定め、これを公團に指示す

ることができる。この場合において、主務大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 公團は、前項の業務を行なおうとするときも、同様とする。

3 建設大臣は、前項の規定による認定をしようとする場合において、当該特定施設の新築若しくは改築に要する費用について第二十一条第二項の規定による同意をした者又は当該特定施設の一部の工事を公團に委託した者があるときには、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

4 第二項の規定により河川の附屬物として認定された特定施設の新築及び改築並びに河川の附屬物として認定された特定施設の管理に係る公團の監督については、河川法第三条(私権の排除)の規定は、適用しない。

5 特定施設の新築及び改築並びに河川の附屬物として認定された特定施設の一部の工事を公團に委託した者があるときには、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

6 公團が行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附屬物として認定された特定施設の管理に係る河川法の適用又は準用に関しては、この条に定めるもののほか、政令で定める規定は、適用しない。

7 公團は、その行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附屬物として認定された特定施設の管理に関する工事は、政令で定めるところにより、河川に関する工事を行なうことができる。

8 公團が特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、及び当該工事を完了したとき、並びに建設大臣が第二項の規定により特定施設を河川の附屬物として認定したときは、公團又は建設大

2 を完了したときは、河川法第四条の規定により準用される場合を含む。の規定にかかるわらず、同法にいう河川に関する工事を行なうことができる。

2 公團が特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするところにより、河川法に規定する地方行政庁の権限を行なうことができる。

臣は、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(特定施設の操作に関する建設大臣の指揮)

第三十四条 建設大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、その必要な範囲内において、特定施設の操作に関する政令で定めるところにより、公団を指揮することができる。

(危害防止のための通知等)

第二十五条 公団は、水資源開発施設を操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならぬ。

第四章 水資源開発施設に関する費用
(特定施設に係る国の交付金等)

第二十六条 国は、特定施設の新築又は改築に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を公団に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付する費用
(費用の負担)

3 都道府県は、第一項の規定により國が公団に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4 前条第四項の規定は、前項の都道府県の負担金について準用する。

5 第一項の規定により公団に交付される災害復旧工事に要する費用の一部を負担する都道府県についての公共土木施設災害復旧事業費

第六章 國庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の適用については、同法第四条第一項(國庫負担率)及び第四条の二(連年災害における國庫負担率の特例)の災害復旧事業費の総額には、同法第四条第二項に掲げるもののほか、当該費用(政令で定めるものを除く。)を含むものとする。

第二十八条 特定施設の新築又は改築に係る第二十六条第一項の規定による國の交付金にかかるに係るもののが含まれている場合において、専用の施設を新設し、又は拡張するため必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定による都道府県の負

担の割合その他同項の規定による都道府県の負担金に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条 国は、特定施設の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用及び特定施設についての災害復旧工事に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他の政令で定める費用を公団に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に關し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により國が公団に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4 前条第四項の規定は、前項の都道府県の負担金について準用する。

5 第一項の規定により公団に交付される災害復旧工事に要する費用の一部を負担する都道府県についての公共土木施設災害復旧事業費

第六章 國庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の適用については、同法第四条第一項(國庫負担率)及び第四条の二(連年災害における國庫負担率の特例)の災害復旧事業費の総額には、同法第四条第二項に掲げるもののほか、当該費用(政令で定めるものを除く。)を含むものとする。

第三十条 特定施設の新築又は改築に係る第二十六条第一項の規定による國の交付金にかかるに係るもののが含まれている場合において、専用の施設を新設し、又は拡張するため必要な事項は、政令で定める。

張ることにより当該特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する者は、政令で定めるところに当該特定施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定による負担金は、政令で定めるところにより、都道府県知事が徵収して、これを国に納付するものとする。

3 都道府県は、水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供する者又は水資源開発施設(特定施設)その新築又は改築に係る第二十六条第一項の規定による國の交付金にかかるに係るもののが含まれているものを除く。)を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区に、政令で定めるところにより、当該水資源開発施設の新築、改築及び管轄並びにこれについての災害復旧工事に要する費用を負担させるものとする。

4 前項の規定による負担金及び第五項の規定による義務者がその指定の期限までにその負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、都道府県知事があつては地方税の滞納処分の例により、公団があつては内閣総理大臣の認可を受けて^タ國税の滞納処分の例により、公団があつては内閣総理大臣の認可を受けて^タ國税の滞納処分の例により、公団があつては内閣総理大臣の認可を受けて^タ國税の滞納処分の例により、公団があつては内閣総理大臣の認可を受けて^タ國税の滞納処分の例により、公団があつては内閣総理大臣の認可を受けて^タ國税の滞納

利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担させることができるものとする。

2 前項の規定により都道府県知事が徵収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

3 地理改良区の組合員に対する経費の賦課

第三十二条 第二十八条第一項第

二十九条又は前条の規定による負担金をその納期限までに納付しない者があるときは、都道府県知事又は公団は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

4 前項の規定による督促は、前項の規定により督促者に対し督促状を送り、この場合において、督促状に

より指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

5 都道府県知事又は公団は、第一

項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその

負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、都道

府県知事があつては地方税の滞納

処分の例により、公団があつては内閣総理大臣の認可を受けて^タ國

税の滞納処分の例により、滑納処分をすることができる。

6 前項の規定により徵收金の先取定を適用する。

第五章 財務及び会計

第三十三条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(収入及び支出の予算等の認可)

第三十四条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(事業年度)

第三十五条 公団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これ

を変更しようとするときも、同様

とする。

4 前項の規定により徵收金の先取定を適用する。

5 都道府県又は公団は、第一項の規定により督促をしたときは、同

項の負担金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からそ

て、専用の施設を新設し、又は拡

張するものとする。

(受益者負担金)

第三十六条 公団は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十七条 公團は、毎事業年度、

財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という)を作成し、決算完結

後二月以内に、内閣総理大臣に提出してその承認を受けなければならぬ。

2 公團は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するとときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十八条 公團は、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお、残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公團は、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理しなければならない。

(借入金及び水資源開発債券)

第三十九条 公團は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は水資源開発債券(以下「債券」という)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けることができる。

が受け、これを借り換えること

ができる。

3 前項ただし書きの規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公團の財産について他の債権者に先づて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公團は、内閣総理大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第八号)第三百九条から第三百十一一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関する必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付け等)

第三十四条 公團は、次の方によれば、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第三十五条 公團は、總理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときには、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十六条 公團は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しよ

うとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(總理府令への委任)

第四十七条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公團の財務及び会計に關し必要な事項は、總理府令で定める。

(監督)

第四十八条 公團は、主務大臣が監督する。

(償還計画)

第四十二条 公團は、毎事業年度、

長期借入金及び債券の償還計画を立てて、内閣総理大臣の認可を受けること

なければならない。

(補助金)

第四十三条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公團に対し、第十八条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができます。

5 公團は、内閣総理大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 公團は、次の方によれば、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第三十五条 公團は、總理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときには、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十六条 公團は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しよ

うとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(總理府令への委任)

第四十七条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公團の財務及び会計に關し必要な事項は、總理府令で定める。

(監督)

第四十八条 公團は、主務大臣が監督する。

督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による主務大臣の監督について、若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

4 第一項ただし書きの規定による命令をしようとするとき。

5 第三十七条第一項の規定によれば、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

6 第四十九条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公團に対して報告書及び検査

3 第四十八条第二項の規定による命令をしようとするとき。

4 第五十四条 内閣総理大臣は、次の場合に協議しなければならない。

一 第二十条第一項又は第二十二条の規定による認可をしようとするとき。

5 第五十五条 主務大臣は、この法律による許可又は認可を示す証明書を携帯し、関係人にこれ

を提示しなければならない。

6 第二項ただし書き若しくは第六項、第四十二条又は第四十五条の規定による立人検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれ

を提示しなければならない。

7 第七章 雜則

3 第一項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第二項ただし書き若しくは第六項、第四十二条又は第四十五条の規定による許可又は認可を示す証明書を携帯し、関係人にこれ

を提示しなければならない。

5 第二項ただし書き若しくは第六項、第四十二条又は第四十五条の規定による許可又は認可を示す証明書を携帯し、関係人にこれ

を提示しなければならない。

6 第二項ただし書き若しくは第六項、第四十二条又は第四十五条の規定による許可又は認可を示す証明書を携帯し、関係人にこれ

を提示しなければならない。

7 第二項ただし書き若しくは第六項、第四十二条又は第四十五条の規定による許可又は認可を示す証明書を携帯し、関係人にこれ

を提示しなければならない。

8 第二項ただし書き若しくは第六項、第四十二条又は第四十五条の規定による許可又は認可を示す証明書を携帯し、関係人にこれ

を提示しなければならない。

四十五条の規定による許可又は認可をしようとするとき。

2 第三十七条第一項の規定によれば、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

3 第四十七条の規定により總理府令を定めようとするとき。

4 第四十八条第二項の規定による命令をしようとするとき。

5 第五十三条 主務大臣は、次の場合に協議しなければならない。

一 第二十条第一項又は第二十二条の規定による認可をしようとするとき。

6 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

7 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

8 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

9 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

10 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

11 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

12 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

13 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

14 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

15 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

16 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

17 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

18 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

19 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

20 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

21 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

22 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

23 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

24 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

25 第五十五条 主務大臣は、この法律において都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、处分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設であつて政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、建設大臣

前号の多目的ダムの利用に係る多目的用水路で政令で定めるもの的新築、改築、管理その他の業務に関する事項について

前号の多目的ダム以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発又は利用のための施設多目的のものを含む)の新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、政令で定めるところにより、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣又は建設大臣

内閣総理大臣の権限の委任)第五十六条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を經濟企画庁長官に委任することができる。

(内閣総理大臣の権限の委任)第五十七条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令について、政令で定めるところにより、公団を國の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

前二号に掲げる施設以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発又は利用のための施設多目的のものを含む)の新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、政令で定めるところにより、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣又は建設大臣

内閣総理大臣の権限の委任)第五十八条 第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為

をした公團の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公團の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣又は主務大臣の許可、認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定による命令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十四条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第六十条 前二条の規定の適用については、この法律の規定第六十一条 前二条の規定の適用については、この法律の規定第六十二条 前二条の規定により権限の委任を受けた経済企画庁長官を含むものとする。

第六十三条 第五条の規定に違反して六月をこえない範囲内に起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六十四条 第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為

(公團の設立)

第二条 内閣総理大臣は、公團の総裁又は監事となるべき者を指名する。

前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、公團の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 内閣総理大臣は、設立委員会をして、公團の設立に関する事務を処理させる。

二 設立委員は、公團の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎをすればならない。

第五条 公團は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六条 この法律の施行の際現に水資源開発公團といふ名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間定め、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 公團の最初の事業年度は、第三十四条の規定にかかるらず、その成立の日が始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 公團の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第三十五

条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「公團の成立後遅滞なく」とする。

第五十九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改訂する。

第十九条 第一条第一号ノ五中「愛知用水公團」を「水資源開発公團又ハ愛知用水公團」に改める。

第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改訂する。

第十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第一百九十五号)の一部を次のよう改訂する。

第十六条 法律第二十七号の一部を次のよう改訂する。

第十七条 第二条第一項中「農地開発機械公團」の下に「水資源開發公團」を加える。

第十八条 法律第二十一号の一部を次のように改訂する。

第十九条 第二条第二項各号列記以外の部分中、施行するもの及び「施行部」を次のように改訂する。

第二十条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改訂する。

第二十一条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改訂する。

第二十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう改訂する。

第二十三条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改訂する。

第二十四条 第二号中「首都高速道路公团」の下に「水資源開發公團」を加える。

第二十五条 法人税法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改訂する。

第二十六条 第二号中「首都高速道路公團」の下に「水資源開發公團」を加える。

第二十七条 第二号中「首都高速道路公團」を加える。

(土地収用法の一部改正)

第十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改訂する。

第三条 第三十四条の次に次の二号を加える。

三十四の二 水資源開發公團が下に供する施設に掲げる業務の用

第一項各号に掲げる業務の用

十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の二号を加え
る。

五 法第二条第二項第五号に掲
げる事業(同条第三項の規定
に該当するものを除く。)で水
資源開発公団が施行するもの
に係る交付金の交付

第四条第一項中第四号を第五号
とし、第三号を第四号とし、第二
号の次に次の二号を加える。

三 第一条第二項第五号に規定
する事業に係る水資源開発公
團法(昭和三十六年法律第
二十六条第三項)又は
第二十七条第三項の規定によ
る都道府県の負担金及び同法
第二十八条第二項の規定によ
る納付金

第四条第二項中第四号を第五号
とし、第三号の次に次の二号を加
える。

四 第一条第二項第五号に規定
する事業に係る国の交付金
第七条第一項中「費用」の下に
「及び第一条第二項第五号に規定
する事業に係る交付金」を加える。
(後進地域の開発に関する公共事
業に係る国の負担割合の特例に
する法律の一部改正)

第十八条 後進地域の開発に関する
公共事業に係る国の負担割合の特
例に関する法律(昭和三十六年法
律第 号)の一部を次のように
改正する。

附則第三項中「前項」を「第二項」
に改め、附則中第十一項を第十二
項とし、第三項から第十項までを

一項ずつ繰り下げ、第二項の次に
次の二項を加える。

3 前項の規定の適用上、水資源
開発公団が施行する水資源開発
施設の新築又は改築の工事のう
ちその費用の一部を都道府県が
負担する政令で定めるものは、
この法律の規定による国の負担
総額の算定については開発指定
事業とみなし、この法律による
改正前の地方財政再建促進特別
措置法第十七条及びこれに基づ
く政令の規定の適用について
は、政令で定めるところによ
り、都道府県が行なう国の負担
金等を伴う国の利害に重要な関
係がある事業又は国が都道府県
に負担金を課して直轄で行なう
事業とみなし、この法律による
改正前の国の負担割合の特例に
関する法令(地方財政再建促進
特別措置法第十七条及びこれに
基づく政令を除く。)の規定の適
用についてはこの法律による改
正前の地方財政再建促進特別措
置法第十七条及びこれに基づく
政令に規定する事業とみなす。
(行政管理庁設置法の一部改正)

第十九条 行政管理庁設置法(昭和
二十三年法律第七十七号)の一部
を次のように改正する。

第二十条 建設省設置法(昭和二十
三年法律第百十三号)の一部を次
のように改正する。

第三条第八号の三の次に次の二
項を加える。

号を加える。

八の四 水資源開発公団の業務
の監督その他水資源開発公団
法(昭和三十六年法律第
号)の施行に関する事務を管
理すること。

第三条第二十六条の二中「首都
高速道路公団」の下に、「水資源開
發公団」を加える。

第二十一条 厚生省設置法(昭和二
十四年法律第一百五十一号)の一部
を次のように改正する。

第九条の二第七号の次に次の二
号を加える。

七の二 水資源開発公団を監督
すること。

第三条第二十六条の二中「首都
高速道路公団」の下に、「水資源開
發公団」を加える。

第二十二条 農林省設置法(昭和二
十四年法律第百五十三号)の一部
を次のように改正する。

第九条第一項第十六号中「及び
農地開発機械公団」を、「農地開発
機械公団及び水資源開発公団」に
改める。

第三条第二十条の二の二中「水
資源開発公団」の下に、「日本住宅公
團」の下に、「水資源開発公団」を
加える。

第二十三条 経済企画庁設置法(昭
和二十七年法律第二百六十三号)
の一部を次のように改正する。

第四条第二十号ヨの次に次の二
号を加える。

タ 水資源開発公団法(昭和
三十六年法律第 号)

第九条に次の二号を加える。

第十四条 水資源開発公団に関する
こと。

第三条第八号の三の次に次の二
項を加える。

第十五条 水資源開発公団に関する
こと。

第三条第八号の三の次に次の二
項を加える。

第十六条 水資源開発公団に関する
こと。

第三条第八号の三の次に次の二
項を加える。

第十七条 水資源開発公団に関する
こと。

第三条第八号の三の次に次の二
項を加える。

第十八条 水資源開発公団に関する
こと。

第三条第八号の三の次に次の二
項を加える。

第十九条 水資源開発公団に関する
こと。

第三条第八号の三の次に次の二
項を加える。

第二十条 水資源開発公団に関する
こと。

第三条第八号の三の次に次の二
項を加える。

第二十一条 水資源開発公団に関する
こと。

第三条第八号の三の次に次の二
項を加える。

の一部を次のように改正する。
第九条第一項の二の次に次の二
号を加える。

十一の章 水資源開発公団に関
すること。

すぎない状態であります。
従つて、緊迫した水不足の事態に対
処いたしますためには、積極的に水資
源を開発し、かつ水の合理的な使用を
はからなければならぬのであります。
このため、水系を一貫して総合的
に水資源の開発利用をはかるための計
画を樹立いたすことが何よりも必要で
あると思うのであります。これがこの
法律案を提出した理由であります。

次にこの法律案の要旨を申し上げま
す。このため、水系を一貫して総合的
に水資源の開発利用をはかるための計
画を樹立いたすことが何よりも必要で
あると思うのであります。これがこの
法律案を提出した理由であります。

第一点は、内閣総理大臣は産業の發
展及び都市人口の増加に伴い水の需要
の著しい増大がみられる地域に対する用水の
供給を確保する等のため、水資源開
發公団を設立し、これに水資源開発
促進法の規定による水資源開発基本
計画に基づく事業等を総合的かつ効
率的に行なわせる必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由であ
ります。

第二点は、内閣総理大臣は産業の發
展及び都市人口の増加に伴い水の需要
の著しい増大が見られる地域に水の供
給を確保するため必要があるときは、
水資源の総合的な開発及び利用の合理
化を促進すべき河川の水系を水資源開
發水系として指定することであ
ります。この指定については内閣総理大臣
は関係行政機関の長に協議し、かつ、
都道府県知事及び水資源開発審議会の
意見を聞き、なお、開議の決定を経
ることといたしております。

第三点は、内閣総理大臣は指定され
た水資源開發水系について水資源開發
基本計画を作成するものとしたことで
あります。この基本計画についても関
係行政機関の長に協議し、関係都道府
県知事及び水資源開發審議会の意見を
聞き、かつ、開議の決定を経ることと
いたしております。

第三点は、内閣総理大臣の諮問に応
じ、水資源開發水系の指定及び水資源
開發基本計画に関する重要事項を調査
審議するため、總理府に学識経験者を
もつて組織する水資源開發審議会を置
くことであります。

第四点は、水資源開發基本計画と國

土総合開発基本計画または電源開発基本計画との調整が必要が考えられるので、この調整については、内閣総理大臣が国土総合開発審議会または電源開発調整審議会の意見を聞いて行なうものといたしております。

第五点は、基本計画に基づく事業は、国、地方公共団体、水資源開発公団、その他の者が実施することとしたとしております。

第六点は、政府は、基本計画を実施することに努めるものとしたことであります。するためには、要する経費についても、必要な資金の確保その他の措置を講ずる必要があります。

第七点は、基本計画を実施する者は、その事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めるものとしたことがあります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨ですが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

次に、水資源開発公団法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近の用水需要の増加は著しいものがあり、特に大工業地帯におきましては、産業の発展と都市人口の増加に伴い、水に対する需要の著しい増加が見られるのであります。これら地域に対する用水の供給を確保するために施行するとともに、開発施設の建設の早期完成をはかることが肝要であると思ふのであります。

本法案は、水資源開発促進法案による水資源開発基本計画に基づいて、こ

れらの事業を総合的かつ効率的に施行する事業主体として、独立の法人格を有する特別法人水資源開発公団を設立せんとするものであります。

以下本法律案の要旨を御説明いたします。

第一に、公団の目的でありますが、公団は、水資源開発促進法の規定による水資源開発基本計画に基づく水資源の開発または利用のための事業を実施すること等により、経済の成長及び国民生活の向上に寄与することをその目的といたしております。

第二に、公団の役員として総裁、副総裁、理事及び監事を置くこととし、その任期は、それぞれ四年といたしております。

第三に、公団の業務であります。

水資源開発基本計画に基づきまして、ダム、水路その他の水資源の開発利用のための施設の建設、管理を行なうことが公団の中心的業務であります。公団が水資源開発施設の建設を行なうあたりましては、事業実施計画を定め、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければなりません。事業実施計画の基本となるべき事項につきましては、各主務大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聞いた上、これを

事業実施方針として定め、公団に指示することにいたしております。

第四に、公団が行なう建設工事のうち洪水防御等のいわゆる治水目的をも有する特定施設の工事についてであります。これにつきましては、公団は、河川法にいう河川に関する工事では、主務大臣の監督につき所要の調整

第七条の原則に対する特例を設けておられますほか、特定施設の建設が完了したときは、建設費用の負担者等の同意を得て、建設大臣がこれを河川の付属物に認定することができるようになります。

とともに、この場合、公団は政令で定めることにより、河川法の規定に基づく地方行政の権限の一部を行なうことができます。

第五に、公団の施設の建設に必要な費用についてでありますが、治水関係分につきましては、国と都道府県が負担し、これを公団に交付することになります。それ以外につきましては、水資源開発施設を利用して、流水を水道もしくは工業用水道の用に供する者またはこの流水を灌漑の用に供する農業者の組織する土地改良区が特定された場合には、これらの者が負担することにしております。なお、このいわゆる利水関係分の建設に必要な費用につきましては、公団は、政府または都道府県から補助金の交付または負担金の納付を受け、また、必要な資金の借り入れ等を行なうことができるこ

ととなつております。

第六に、公団の財務及び会計であります。公団の予算、資金計画、財務諸表、借入金、水資源開発債券等につきましては、内閣総理大臣の認可を受けることを要するものとい

うことにいたしております。

第七に、公団の監督は、主務大臣がこれを行なうこととし、公団の業務に關し監督上必要な命令を発し、公団の事務所に対し、立ち入り検査を行ないます。

第八に、公団の監督は、主務大臣が

を行なうこととしたとしております。

最後に、附則におきまして、本法案の施行期日は公布の日から起算して六ヶ月をこえない範囲内において政令で定めることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○加藤委員長 本案についての質疑は次会に譲ります。

○中島(義)委員 本法案に於ける特例を設けておられます。

うことにいたしております。

○中島(義)委員 今度の法案で建築率のことが出でるのですが、これは現在の土地利用から見まして建築する者としては非常に大きな問題なのです。

特定街区では容積が最高十分の六十とどまっていますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○中島(義)委員 本法案に於ける特例を設けておられます。

います。従つて、十二メートル半といふところでまず軒高は抑えられるわけになります。それからあとは道路の対側と今の軒高を結びました斜めの線で、逐次後退をしながら伸び上がっていくことになるわけでございますが、一倍四分の一に八メートル足したところで限度になつております。それ以後はいかに後退しても高くはできないということに、現行の規定はないわけでござります。

なお、商業地域におきましては、今一倍四分の一と申しましたのが、一倍二分の一になつておるわけでございます。

壁を仕上げるというのを緩和いたしました。最近自動車につきましても相当改善が行なわれて参りましたし、また給油等におきましても、ガソリン・スタンドも相当普及しております。と申しますのは、いうところに行って給油を受けるというようなことになつて参りましたので、二、三台の車両を収容する自動車庫といふものは、以前に考えられておりましたほど火災の危険が少なくなつてきました。かたがた今日道路に駐車するようなこともできなくなつて参りましたので、できるだけ自家用車の車庫も建てていただきなければならぬということで、あまり実害のないことをつきましては制限を緩和しようということを考えたわけでございます。

それからもう一つ、自動車修理工場でございます。従来商業地域内におきましては、すべて工場と申しますのは、作業場の床面積は百五十平方メートルで押さえられておるわけでございますが、自動車修理工場と申しますのは、大体サービス的なことが非常に多くなつて参りまして、むしろ自動車の販売店と一緒になつておるという性格のものがあるわけでございます。そこで、道路運送車両法に規定しておられます自動車分解整備事業場の認証基準とさういふものがござります。それによりますと、自動車整備事業者として適正な規模というものが考え方されるわけでございますが、大体六台程度の車両を修繕するということを適正規模と考えておるわけでございます。そこで、現在

に、修理工場として五、六台収容する
ということとござりますと、三百平方
メートル程度は床面積が要るわけでござ
いますけれども、現在は百五十平方
メートルで押えられておるものでござ
いますから、路面に駐車して修理して
おるというようなことが現象として起
きて参つておるわけであります。そこ
で、今日の道路交通の混雑を緩和する
ためにも路面駐車等は避けなければな
りませんので、そういうような自動車
を全部屋内で修理していくだく。かよ
うなことを考えまして、かたがた自動
車交通が今後も非常に盛んになつてい
くということを考えますと、部品の取
りかえ程度の自動車の修理工場という
のは相当の距離に散在しておるという
形が好ましいと考えまして、緩和をは
かったわけござります。なお、自動
車修理工場でございましても、いろい
ろ隣近所に迷惑をかけるような作業を
伴う修理工場もございますが、そういう
ものにつきましては、商業地域内に
建つられる工場の中で当然禁止区域に
なつておりますので、ここで三百平方
メートルの床面積まで緩和しようと考
えておりますのは、隣近所に、火災で
ござりますとか、粉塵あるいは悪臭と
いったような迷惑をかけない、そういう
作業を伴わない工場だけに限るわけ
でござります。

昭和三十六年六月三日印刷

昭和三十六年六月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局